

身体検査（健康診断の受診）要領

身体検査（健康診断）は、口述試験当日に実施しますが、一部の診断項目については、口述試験当日までに事前に受診していただき、口述試験当日に健康診断書を提出していただきます。

健康診断書の作成に時間を要する医療機関もあることから、次の実施要領に基づいて速やかに受診してください。

1 事前の身体検査（健康診断）の受診要領

(1) 健康診断書のダウンロード

県警ウェブページから「健康診断書（様式1）」をダウンロードしてください。診断書は必ずこの様式を使用してください。

(2) 健康診断書（様式1）に記載

健康診断書の上部太枠内を自身で記入してください。

(3) 封筒の準備

健康診断受診後、健康診断書（様式1）は、医療機関で封筒に入れて封印してもらいます。そのため、封印する封筒を準備してください。封筒の大きさは問いません。

封筒の裏面には、あらかじめ「自身の住所、氏名、試験区分及び受験番号」を記載しておいてください。

(4) 医療機関の受診

医療機関の指定はありませんが、健康診断書に記載してある検査項目が全て受診可能な医療機関で受診していただく必要があります。

健康診断を受診する前に、医療機関に対し、

- 全検査項目の受診ができるか
- 聴力検査は、最小値が測定（数値として診断）できるか
- 色覚検査は、「石原式色覚検査表」で実施できるか

を確認してください。

視力検査は、両眼とも裸眼視力が0.6以上あるか、又は矯正視力（眼鏡等を着用した視力）が1.0以上あるかを検査してください。

医療機関によっては、健康診断書の作成に相当日数を要する場合があります。あらかじめ医療機関にかかる日数を確認した上で、速やかに受診してください。

なお、検査料はすべて本人（受験者）負担となりますので、御了承ください。

(5) 持ち物

医療機関には、上部太枠内を記載した健康診断書（様式1）及び封印用の封筒を持参してください。

(6) 診断書の受領

診断書は偽造防止のため、必ず医療機関で診断書を準備した封筒に入れて

もらい、封印されたものを受領してください。封印のないものや、開封した痕跡があるものは、再提出をお願いする場合があります。

2 健康診断書の提出

健康診断書は、口述試験当日に持参し、提出してください。

万が一、医療機関等の都合で間に合わない場合は、6月9日（火）《必着》までに愛知県警察本部警務課採用センター宛に所定の郵便料金を払い、簡易書留で郵送してください。提出期日までに採用センターに連絡がなく、健康診断書が提出されない場合は、棄権扱いとなります。

なお、郵送の到着確認は、問い合わせ番号により自身で追跡してください。電話での個別確認はいたしかねます。

【郵送の場合の宛先等記載要領】

○ 封筒表面（宛先）

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部警務課採用センター 行

健康診断書在中

○ 裏面

必ず「自身の住所、氏名、試験区分及び受験番号」を記載してください。